

国家規格「イノベーションマネジメント 知的財産マネジメント・ ガイダンス（意見募集稿）」作成説明

一. 業務概要

1. 任務の由来

国家規格「イノベーションマネジメント 知的財産マネジメント・ガイダンス」は、全国知識管理標準化技術委員会により提起かつ一括管理されている。主管部門は国家知識産権局であり、すでに国家標準化管理委員会の作成プロジェクト計画の任務に組み込まれており、計画番号は 20173974-T-463 である。国家標準化管理委員会により通達された立案計画中の正式名称は「イノベーションプロセスの知的財産マネジメント」である。

この規格計画は 2018 年 1 月 9 日に通達され、国際標準化組織イノベーションマネジメント技術委員会（ISO/TC279）第 3 ワーキンググループにより起草された「イノベーションマネジメント 知的財産マネジメントのツールと方法 ガイダンス」（ISO56005）を採用するものである。ISO56005 は中国が提起し、作成を主導する初の知的財産マネジメントに関する国際規格の提案書である。

2. 主な業務プロセス

この規格プロジェクトは国際規格と同時並行で起草・作成が進められたものである。プロジェクトの起草チームは ISO56005 の起草チームに属する中国の専門家メンバーにより構成され、国家知識産権局が主導し、知的財産及びイノベーションマネジメント領域の専門家が重点的に関与した。

2016 年 10 月、全国知識管理標準化技術委員会事務局は ISO/TC279 第 4 回年次総会を主催し、知的財産マネジメント規格の作成に関する全体的な考え方の大まかな構想を正式に提起し、各国の専門家から高く称賛された。その後、中国の専門家チームは国際規格の作成ルールを存分に理解した上で、同総会で各国の専門家が提示した意見とアドバイスに基づき、知的財産マネジメント規格の作成に関する全体的な考え方の大まかな構想と要綱を作成し、総会終了後に中国国家標準化管理委員会から ISO/TC279 事務局に対して提案書類「知的財産マネジメントの国際規格に関する新作業項目提案(NWIP)」を正式に提出した。

2017 年 2 月、中国が提起し、主導する初めての知的財産マネジメントに関する新規国際規格の提案「イノベーションマネジメント 知的財産マネジメント ガイダンス」（この名称は企画立案時のもの）が承認された。同じ時期に、全国知識管理標準化技術委員会は国家規格の草案と提案書を提出し、かつ、国際規格と同一のしないようにする（IDT）提案を提出した。2018 年 1 月に国家標準化管理委員会は国家規格立案計画を下達した。

2017 年 10 月のパリ作業部会から 2018 年 3 月のロンドン年次総会までの間に、SAC/TC554 プロジェクトチームは合計 7 回の作業推進会議を開き、国際規格の作成について集中的に話し合った。ロンドン総会の間、中国代表団は国内での検討の成果に基づいて各国の専門家と深く協議し、プロジェクトの初稿の枠組みを明確にし、分担計画を作成した。この後、新作業項目の草案は修正を経て、2018 年 8 月に完成した。中国代表団は 2018 年 10 月の東京会議に参加し、各国の専門家が作業項目の技術的な問題を話し合うようリードし、規格の付属書等の必須部分の内容を整理した。この後、2018 年 12 月に内容を深化させた草案が作成された。

2019 年、ストックホルム会議の閉会式で、中国の専門家が新作業項目草案の内容を全体に向けて説明した結果、委員会の表決において当該新作業項目草案は、内容面が十分に

成熟しており、全ての技術的問題が基本的に解決されていることが認められた。結果として、ISO56005 は CD(Committee Draft、委員会原案)の段階を省き、DIS(Draft International Standard、国際規格原案)の段階に直接入ることが同意された。

2020 年 5 月、作業項目主導者の効率的な調整によって会議はオンライン方式が採用され、DIS 草案投票の全ての意見が処理され、ISO56005 の最終国際規格案 (Final Draft International Standard、FDIS) が作成された。こうして、規格の予定通りの公布に向け、しっかりとした基盤が築かれた。

2020 年 8 月、中国専門家のリーダーシップによる ISO56005 「イノベーションマネジメント 知的財産マネジメントのツールと方法 ガイダンス」の国際規格発行前の FDIS 段階の投票が行われ、反対票ゼロで採択された。

2020 年 11 月 29 日、ISO56005 は正式に発行された。

2020 年 12 月、国家知識産権局はオンライン会議により ISO56005 の起草に参加した専門家や規格分野の専門家を招集し、草稿の翻訳作業について複数回の話し合いを重ねた。

2021 年 1 月、ISO56005 国際規格に基づき、本規格の意見募集稿を作成した。

二. 本規格の主な内容

本規格は ISO56005:2020 と同一の内容にし、体裁については ISO/IEC 専門業務用指針に定めるガイダンスの構成と要件を遵守している。本規格には、以下の内容が含まれる。まえがき、序文、第 1 章 適用範囲、第 2 章 引用文書、第 3 章 用語及び定義、第 4 章 知的財産マネジメントの枠組み、第 5 章 知的財産戦略、第 6 章 イノベーションプロセスの知的財産マネジメント、付属書 A (参考) 発明の記録と開示のツールと方法、付属書 B (参考) 知的財産の創造、取得及び保護のツールと方法、付属書 C (参考) 知的財産の検索のツールと方法、付属書 D (参考) 知的財産アセスメントのツールと方法、付属書 E (参考) 知的財産のリスクマネジメントのツールと方法、付属書 F (参考) 知的財産の開発利用のツールと方法。

三. 本規格の作成に関する技術的説明

1. 本規格の起草プロセスにおけるいくつかの問題の処理について説明する。

第一に、本規格の内容は ISO 56005:2020 と同一である。つまり、本規格の内容は ISO 規格と一致することを意味する。

第二に、本規格と同一内容の ISO56005:2020 は、ISO56000 シリーズ規格を構成する一部であり、ISO/TC279 の策定する以下の規格シリーズと関係する。a) ISO56000:2020 イノベーションマネジメントシステム 基本及び用語：本規格の理解と実施のために必要となるバックグラウンドを提供。b) ISO56002:2019 イノベーションマネジメントシステムガイダンス：イノベーションマネジメントシステムの開発、実施及び保護のためのガイダンスを提供。また、同システムの全ての後続規格はこれをベースしている。c) ISO56003:2019 イノベーションマネジメント イノベーション・パートナーシップ ガイダンス：イノベーションの成功を高めるための外部パートナーシップの選択のためのガイダンスとツールを提供。d) ISO/TR56004:2019 イノベーションマネジメントアセスメントガイダンス：イノベーションマネジメントアセスメントの調整・計画、実施及びフォローアップに関するガイダンスを提供。

第三に、本規格は文書の翻訳において、ISO9001、ISO9004 品質マネジメントシステム関連規格との一致を十分に保っている。ISO9000 等のマネジメントシステム規格は中国で翻訳され、かつ、広く実用化され、実施されているため、すでに多くの用語が企業や認証機関で認知されている。このため、本規格のほとんどの用語や語彙の翻訳は、既存のマネジメントシステム規格との一致を保った。しかし、利用者の理解と区別に資するために、

一部の語彙については国内で認知された訳語があるものの、それとは異なる表現を行っている。例えば、Intellectual Property については知的財産と訳し、Intellectual Property Rights については知的財産権と訳すことによって、規格利用者が理解しやすいようにしている。

2. GB/T 1.1-2020 の最新版に定める各指標に従って作成した。

3. 本規格は、全国知識管理標準化技術委員会により提起され、かつ、一括管理される。

四. 期待される社会・経済効果の分析

「企業知的財産管理規範」、「科学研究機関の知的財産管理規範」及び「高等教育機関の知的財産管理規範」の公布・実施以降、4万を超えるイノベーション主体がこれらの規格を実施し、イノベーション主体の知的財産マネジメント能力は著しく向上した。本国際規格ではこれら3つの国家規格の実施経験を取り入れるとともに世界の先進的なイノベーションマネジメントの理念を吸収し、イノベーションの全プロセスについて、知的財産マネジメントによるイノベーションへの貢献という中核的な役割を強調し、中国のイノベーション主体に対してさらに高い規格を提供するものである。本規格による市場の先行きは明るく、社会・経済効果は顕著である。

五. 規格に係る特許の状況

本規格においては、特許について言及しない。

六. 現行の関連法律、法規、規則及び関連規格、特に強制性規格との調和性

本規格は中国で現行の法令の関連規定に合致しており、他の関連規格と矛盾及び不調和が存在する状況はない。

七. 重大な意見の相違の処理経過及び根拠

本規格において同一内容に翻訳するプロセスにおいて、重大な意見の不一致は存在しなかった。

八. 規格の性質に関する提案

本規格は推奨性国家規格として公布、施行することを提案する。

九. 規格の要求の貫徹及び対策に関する提案

本規格が承認され、公布されてから6か月後に実施することを提案する。

十. 現行の関連規格の廃止に関する提案

なし。

2021年2月4日

出所：国家市場監督管理総局・全国標準情報公共サービスプラットフォームに掲載された資料を基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=625521C9A352C469E05397BE0A0A6CFA>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこのではないことを予めご了承ください。